

お子さんの心身の発達に不安があるとき

相談したいとき

保健所

小児科医師・心理士・理学療法士による予約制の健診や相談、保健師・栄養士・歯科衛生士による随時相談を行っています。

相談・問い合わせ がん予防・健康づくりセンター 2 階 保健所健康推進課
保健相談担当（内線432） 栄養・歯科担当（内線423）

荒川たんぽぽセンター（荒川区立心身障害者福祉センター）

障がいのある方の福祉・医療・発達・訓練等に関する相談に応じて、適切な問題解決が図られるように支援しています。

相談・問い合わせ 荒川たんぽぽセンター 荒川 1-53-20 電話 3891-6824 FAX 3807-8483

荒川区子ども家庭総合センター

子ども家庭総合センターは、子育てで心配なことなどを、子どもや保護者と一緒に解決していく専門の相談機関です。妊娠中の方や18歳未満の子どもとその保護者が対象です。

相談・問い合わせ 荒川 1-50-17 電話 3802-3765

障害者福祉課

障害者福祉課では、障がい者の日常生活、施設入所、通所など障がい者福祉にかかわる相談を受けています。また、毎週火曜日の午後 1 時～4 時は、手話通訳者が窓口で待機しています。

問い合わせ 区役所 1 階 障害者福祉課
相談支援係 身体・知的障がい者担当（内線2685～2687・2690）
障害サービス係 心身障がい者（児）医療費助成担当（内線2683）
こころの健康推進係 精神保健福祉申請・難病申請（内線2688・2692）

東京都心身障害者福祉センター

東京都心身障害者福祉センターは、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所として、補装具の処方・適合判定及び愛の手帳交付に係る判定をはじめとする医学的・心理学的・職能的判定を行うとともに、区市町村等への専門的な知識・技術を必要とする相談・指導などを行っています。

また、身体障害者手帳及び愛の手帳の交付や、東京都重度心身障害者手当の認定・支給などを行っています。

問い合わせ 東京都心身障害者福祉センター
新宿区神楽河岸 1-1 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）12～15 階
電話 3235-2946 FAX 3235-2968

相談員制度

区から委嘱された民間の協力者で、障がい者とその家族からの相談に応じ、必要な助言と支援を行っています。身体障害者相談員と知的障害者相談員がいます。

問い合わせ 区役所 1 階 障害者福祉課（内線2685）

発達が心配なお子さんの援助

心身の発達が心配なお子さんの育児は、不安なことが多いものです。施設等の利用の際は、よく相談しましょう。

児童発達支援

心身の発達に何らかの心配のある乳幼児を対象に、適切な療育・訓練を行い、心身の発達を支援します。また、保護者や家族に対して、お子さんへの理解を深め、適切な子育てができるよう支援します。

対象者：心身の発達に何らかの問題をもつ就学前の乳幼児

実施内容：・親子療育 ・親子分離療育 ・家族支援講座 ・訓練療育
・セラピープログラム

申込み・問い合わせ 荒川たんぽぽセンター 電話 3891-6824 FAX 3807-8483
区役所 1 階 障害者福祉課相談支援係（内線2685） FAX 3802-0819

手帳の交付について

手帳は、障がいのある方を対象としたサービスを受けるための基本となるものです。サービスを受ける条件として手帳が必要かどうかは、サービスによりますので、各担当にお問い合わせください。

身体障害者手帳

身体に障がいのある方で、障がいの程度・種類によって、1 級～6 級に該当すると認められた場合に交付されます。

申請後、約 1 か月から 1 か月半で手帳が交付（非該当の場合は通知）されます。

問い合わせ 区役所 1 階 障害者福祉課相談支援係（内線2685） FAX 3802-0819

愛の手帳

東京都が知的障がい者に発行する手帳で、障がいの程度により 1 度～4 度に区分されています。判定後、約 1 か月から 1 か月半で手帳が交付（非該当の場合は通知）されます。

問い合わせ 区役所 1 階 障害者福祉課相談支援係（内線2685） FAX 3802-0819
子ども家庭総合センター（18歳未満の方への判定相談） 荒川 1-50-17 電話 3802-3765
東京都心身障害者福祉センター（18歳以上の方への判定相談）
新宿区神楽河岸 1-1 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）12～15階 電話 3235-2946

生まれる前に

生まれたら

発達相談・支援

預かり

ひとり親家庭

相談

付録

万が
一のために

精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者に発行する手帳で、障がいの程度により1級～3級に区分され、2年ごとの更新が必要です。申請後、約3か月で手帳が交付（非該当の場合は通知）されます。

問い合わせ 区役所1階 障害者福祉課こころの健康推進係（内線2688）FAX 3802-0819

健やかな成長のために（助成等）

心身障害者医療費助成（障）

重度の心身障がい児者が、病院・診療所などで診療を受けたとき、保険の自己負担分の一部を助成します。あらかじめ「受給者証」の交付申請が必要です（受給者及び扶養義務者の所得条件有り）。

対象者：・身体障害者手帳1・2級の方（心臓・じん臓・肝臓・ぼうこう・呼吸器、もしくは直腸・小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいの3級の方も含む）

・愛の手帳1・2度の方

・精神障害者手帳1級の方（平成31年1月1日から）

※次に該当する方は助成を受けられません。

・医療保険未加入の方 ・生活保護を受けている方

・児童福祉施設等保険の自己負担のない施設に入所している方

問い合わせ 区役所1階 障害者福祉課障害サービス係（内線2683）FAX 3802-0819

住民税の障害者控除

本人又は同一生計配偶者・扶養親族のうち、障がい者に該当する方がいる場合、申告をすると所得控除が受けられます。

問い合わせ 区役所2階 税務課課税係（内線2316～2319、2321～2323）

育成医療給付

18歳未満の子どもで、身体障がいがあり、又は現存する疾患を放置すると将来において障がいを残すと認められる方で、手術等によって確実な治療の効果が期待できる方の保護者（区内在住）に対して医療費を助成します。

申請方法：必要書類を事前に提出してください。治療の予定が決まったらできるだけ早く申請してください。

※必要書類については、荒川区ホームページをご確認ください。

申請・問い合わせ 区役所北庁舎1階 保健予防課（内線430）FAX 3807-1504



荒川区ホームページ
「自立支援医療（育成医療費の支給）」
二次元コード

特別児童扶養手当

次のいずれかの障がいをもつ20歳未満の子どもを養育している方に支給する手当です（障がい程度、所得等に条件有り）。

- 1 身体障害者手帳 1～3 級程度の方
- 2 愛の手帳 1～3 度程度の方
- 3 上記 1、2 と同程度の疾病もしくは身体又は精神の障がいがある方

※複数の障がいがある場合は、個々の障がいの程度が上記より軽度な場合でも適用となる場合があります。

※父母又は養育者及びその扶養義務者の所得が基準額以上である場合、子どもが児童福祉施設等に入所している場合、又は障がいを理由とする公的年金を受けている場合は、支給されません。

※必要書類については、お問い合わせください。

申請・問い合わせ 区役所 2 階 子育て支援課子育て給付係（内線3816）

特別児童扶養手当受給者が受けられる優遇制度があります

必要な場合は、忘れずに手続きをしましょう。

- 水道の基本使用料、下水道料金の一部が免除されます。
- 粗大ごみ等処理手数料が免除されます。

障害児福祉手当

20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある方に支給する手当です（受給者及び扶養義務者の所得条件有り）。

対象者：おおむね20歳未満の身体障害者手帳 1、2 級の一部又は愛の手帳 1、2 度程度の方、あるいは、これと同等の疾病、精神障がいの方等の障がい要件に該当する方

※対象者が児童福祉施設等に入所している場合、又は障がいを理由とする公的年金を受けている場合は、支給されません。

申請・問い合わせ 区役所 1 階 障害者福祉課障害サービス係（内線2683） FAX 3802-0819

児童育成手当（障害手当）

次のいずれかの障がいをもつ20歳未満の子どもを養育している方に支給する手当です（障がい程度、所得等に条件有り）。

- 1 身体障害者手帳 1～2 級の方
- 2 愛の手帳 1～3 度の方
- 3 脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方

※子どもが児童福祉施設等に入所している場合は、支給されません。

※必要書類については、お問い合わせください。

申請・問い合わせ 区役所 2 階 子育て支援課子育て給付係（内線3816）

生まれる前に

生まれたら

発達相談・支援

預かり

ひとり親家庭

相談

付録

万がいのために

心身障害者福祉手当

次のいずれかの要件に該当する場合に、20歳未満の子どもに支給される手当です。

- 1 身体障害者手帳3級の方
- 2 愛の手帳4度の方
- 3 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- 4 指定の難病医療費助成を受けている方
- 5 指定の小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている方

※扶養義務者の所得制限があります。

※児童育成手当（障害手当）との併給はできません。

※詳しい要件や申請方法についてはお問い合わせください。

申請・問い合わせ 区役所1階 障害者福祉課障害サービス係（内線2683） FAX 3802-0819

東京都重度心身障害者手当

心身に重度の障がい有する方で、次のいずれかに当てはまる方に対して支給される手当です。

- ① 重度の知的障がい有し、かつ著しい精神症状などのため、常時複雑な介護を必要とする方
- ② 重度の知的障がいと重度の身体障がい重複している方
- ③ 重度の肢体不自由者で、両上肢・両下肢とも機能が失われ、かつ座っていることが困難程度以上の身体障がいがある方

※病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院している場合は受給できません。

※施設・精神病床等に入所・入院している場合は受給できません。ただし施設によっては支給対象となる場合もあります。

※扶養義務者等の所得制限があります。

※詳しい対象要件や申請方法についてはお問い合わせください。

申請・問い合わせ 区役所1階 障害者福祉課障害サービス係（内線2683） FAX 3802-0819

遊びに行こう！

子育て交流サロン

子育て交流サロンは、荒川区在住の0歳から3歳までの親子が安全に楽しく遊べる場所です。

また、以下のサロンでは、お子さんの心身の発達の相談会や、同じ悩みをもった親御さん同士での交流会等を実施しています。事前予約を必要とする場合がありますので、ご利用の際は各サロンにお問い合わせください。

サロン名	曜日	時間	名前	内容	問い合わせ先
汐入おもちゃ図書館 子育て交流サロン	水	午後2時30分 ～4時30分	レインボータイム (発達がゆっくり枠)	優先的にサロン を利用することが できます。	汐入おもちゃ図 書館 子育て交流サロン 5615-4815
	土	午後2時30分 ～4時			

サロン名	曜日	時間	名前	内容	問合わせ先
荒川おもちゃ図書館 子育て交流サロン	水・土	午後1時～3時	発達のゆっくり な子・障がいの ある子の専用時 間	専用でサロンを 利用することが できます。	荒川おもちゃ図 書館 子育て交流サロン 3802-3338
きらきら 子育て交流サロン	月	午前10時～12時	らっこタイム (発達がゆっく りな子の専用時 間)	専用でサロンを 利用することが できます。	きらきら子育て 交流サロン 3805-5742
みんなの実家まちや 子育て交流サロン	第一 月曜	午後2時30分 ～3時30分	ちょこっと発達 相談	寝返り・ハイハ イなど運動機能 の発達について、 理学療法士 が相談に応じま す。	みんなの実家 @まちや 3809-4035
おぐざんざおもちゃ図 書館 子育て交流サロン	木	午前11時30分 ～午後1時30分	レインボータイム (発達がゆっく り枠)	優先的にサロン を利用することが できます。	おぐざんざおも ちゃ図書館 子育て交流サロン 6240-8101
ilonaおやこの縁側 子育て交流サロン	木	正午～ 午後2時15分	いろんな子の部屋 (要予約・優先 利用枠)	手が出てしま う、落ち着きが ない、言葉や体 の発達が気にな る、親子の場を 利用し辛いと感 じるお子様と保 護者の方 遊びにいらして ください。	ilona おやこの縁側 子育て交流サロン 3800-2693
	月一回金曜日。 ※お問合せください。				
らぶゆあせるふ 子育て交流サロン	木	正午～ 午後2時	のんびりtime	専用でサロンを 利用することが できます。助産 師に相談するこ とができます。	らぶゆあせるふ 子育て交流サロン 090-5423-7920
えん子育て交流サロン	月	午前10時 ～午後3時	障がい・発達に 心配がある子	専用でサロンを 利用することが できます。	えん子育て交流 サロン 090-4834-6078
Coco-ogu 子育て交流サロン	火・木	午後12時30分～ 2時30分	Cocoちゃん's タイム (発達が心配な 子の専用時間)	看護師や公認心 理師(臨床発達 心理士)に相談 することができ ます。	Coco-ogu 子育て交流サロン 3894-4588

都立公園

都立公園では、窓口で手帳を提示すると無料で入場できます。

対象者：身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方と介護者

生まれる前に

生まれたら

発達相談・支援

預かり

ひとり親家庭

相談

付録

万がのために

障がいのあるお子さんの保育・就学

保育園の入園について

保育課入園相談係にお申しください。申請の際に、保育を必要とする状況を証明する書類とお子さんの健康状況をお聞きする書類を提出していただき、必要に応じ、保育コンシェルジュがお子さんを見させていただきます。

保護者の希望並びに心身障害者福祉センターの判定に基づき、支援が必要な園児に補助員を配置する場合があります。

相談・問い合わせ 区役所 2 階 保育課入園相談係（内線3825～3827・3847）

居宅訪問型保育事業について

障がいや疾病等により個別のケアが必要なため、集団保育が著しく困難と認められるお子さんについて、ご自宅において1対1で保育を行います。保育課入園相談係にご相談ください。

相談・問い合わせ 区役所 2 階 保育課入園相談係（内線3825～3827・3847）

幼稚園の入園について

直接、各幼稚園・こども園にお申込みください。区立幼稚園・こども園では、特別な支援を必要とするお子さんについては、補助員の配置など園での支援体制を検討のうえ、入園を決定させていただきます。私立幼稚園については、各園により受け入れ状況が異なりますので、直接お問い合わせください。

相談・問い合わせ 教育センター特別支援教育係（内線3334・3335）※区立幼稚園

小・中学校への入学について（就学相談）

特別な支援を必要とする子どもの教育の場として、区立小中学校には特別支援教室や特別支援学級があります。また、障がいの種別によって校種が分かれている都立特別支援学校もあります。お子さんの障がいの程度や特性に応じた適切な教育が受けられるよう、就学相談を行っています。

相談・問い合わせ 教育センター特別支援教育係（内線3334・3335）

障がいのあるお子さんの福祉サービスなど

児童福祉法による障害児通所支援

● 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行います。

● 放課後等デイサービス

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

●保育所等訪問支援

保育所等に出向き、通園する児童に対して、集団生活への適応に向けた専門的支援を行います。

●居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識の習得、集団生活への適応訓練といった支援を行います。

問い合わせ 区役所 1 階 障害者福祉課相談支援係（内線2685） FAX 3802-0819

障害者総合支援法による福祉サービス

●居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴・排泄・食事の介護等を行います。

●短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います（宿泊を伴う場合）。

問い合わせ 区役所 1 階 障害者福祉課相談支援係（内線2685） FAX 3802-0819

移動支援

社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加を目的とした外出時の移動を支援します。

問い合わせ 区役所 1 階 障害者福祉課相談支援係（内線2685） FAX 3802-0819

日中一時支援事業

夕方から夜にかけて、主として知的障がいのある方に活動の場を提供し、夕食や入浴の提供、及び見守りや社会に適応するための日常的な訓練を行います。

実施場所：スクラムあらかわ 町屋 6-28-13

問い合わせ 区役所 1 階 障害者福祉課相談支援係（内線2685） FAX 3802-0819

●タイムケア

特別支援学校等に通学する小中高生等の下校後に活動する場所を提供し、社会生活に適応するため、交流、創作的活動等の指導及び援助を行います。

実施場所：おぐのあかり

西尾久 5-15-15

生活クラブスニーカー 西日暮里 6-25-3

●施設タイムケア

障がい者（児）に対して宿泊を伴わない短期的な施設利用を提供し、当該施設において日常生活の援助、日中活動の支援を提供します。

問い合わせ 区役所 1 階 障害者福祉課相談支援係（内線2685） FAX 3802-0819

重症心身障がい児者等留守番看護師派遣事業

医療行為が必要な重症心身障がい児者等の自宅へ家族に代わって介護ができる看護師を派遣し、家族の介護負担軽減を図ります。

問い合わせ 区役所 1 階 障害者福祉課相談支援係（内線2685） FAX 3802-0819

医療的ケア児等家庭家事サポート事業

医療的ケア児等がいる家庭が抱える状況を踏まえ、医療的ケア児等と暮らすきょうだい児がいる家庭に、ホームヘルパーを派遣し、きょうだい児が保護者とふれあう時間等を確保できるよう支援を行います。

問い合わせ 区役所 1 階 障害者福祉課相談支援係（内線2685） FAX 3802-0819

医療的ケア児等地域コーディネーター

医療的ケア児等とその家族、関係者からの相談を受け付け、ケースに応じた支援へとつなげていく専門の窓口を基幹相談支援センターに設置しました。医療的ケア児等地域コーディネーターがご相談に応じます。

問い合わせ 荒川区障害者基幹相談支援センター 荒川 1-53-20 荒川たんぼぼセンター 2 階
電話 3801-8060

就学前乳幼児の療育指導

荒川たんぼぼセンターでは、小学校入学前の乳幼児を対象に療育指導を行っています。

相談・問い合わせ 荒川たんぼぼセンター 荒川 1-53-20 電話 3891-6824 FAX 3807-8483

学齢児理学療法訓練

荒川たんぼぼセンターでは、肢体不自由がある学齢児を対象に、理学療法訓練を行っています。電話で相談日を予約していただきますが、病院の主治医に荒川たんぼぼセンターで理学療法訓練を受けることを相談し、了承を得たうえでご連絡ください。

相談・問い合わせ 荒川たんぼぼセンター 荒川 1-53-20 電話 3891-6824 FAX 3807-8483



memo



生まれる前に

生まれたら

発達相談・支援

預かり

ひとり親家庭

相談

付録

万がいのために